

地方自治体の フィルタリング普及推進関連施策

2010年10月25日

保護者のためのフィルタリング研究会事務局

青少年健全育成条例改正 (契約解除困難化)

- 理由書提出義務 (兵庫県、石川県、埼玉県)
 - 保護者に対して、フィルタリングサービス不要の申出を行う場合に、理由を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出する義務を課す規定。
- 理由書の保存義務 (兵庫県、石川県、埼玉県)
 - 事業者に対して、上記理由書を一定期間保存する義務を課す規定。
- フィルタリング不要理由の限定 (兵庫県、石川県、埼玉県等)
 - 上記の理由を、青少年が就労している場合等に限定する規定。

青少年健全育成条例改正（その他）

- フィルタリングの内容等の説明義務（兵庫県、石川県、埼玉県等）
 - 事業者に対して、フィルタリングの内容等を保護者に対して説明するとともに、説明書を交付する義務を課す規定。
- フィルタリングの基準設定（広島市）
 - フィルタリング機能にかかる基準を具体的に規定。
- 携帯電話を持たせない努力義務（石川県）
 - 保護者に対して、小学生、中学生に、携帯電話端末又はPHS端末を持たせない努力義務を課す規定。

自治体によるその他取組み特記

- 学校非公式サイト監視事業
 - 専門事業者への委託またはボランティア等による不適切利用状況の把握(いわゆるネットパトロール)と対処
- 相談窓口の開設
 - 保護者、青少年からの相談を電話等で受付
- ボランティア(保護者自身)による啓発体制づくり
 - リーダー養成と研修会への派遣により、保護者全体の意識啓発を図る取組み